

審議事項（２）

財務諸表の表示に関する論点の整理に対するコメント

１．コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

「財務諸表の表示に関する論点の整理」（平成 21 年 7 月 10 日公表）

２．コメント募集期間

平成 21 年 7 月 10 日～平成 21 年 9 月 7 日

３．最終公表物の名称及び公表時期

未定

４．コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL01	社団法人 日本証券アナリスト協会
CL03	社団法人 生命保険協会 経理部会
CL04	株式会社 プロネクサス / プロネクサス総合研究所
CL05	あずさ監査法人 監査実務従事者グループ
CL06	新日本有限責任監査法人 品質管理本部
CL08	関西電力
CL10	社団法人 不動産証券化協会
CL11	社団法人 日本経済団体連合会 経済基盤本部/経済第二本部
CL12	社団法人 日本貿易会 経理委員会
CL13	全国銀行協会
CL14	日本公認会計士協会
CL15	社団法人 不動産協会 企業財務・会計委員会
CL16	あらた監査法人 品質管理部

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL02	公認会計士	佐々木秀和
CL07	米国公認会計士	布津陽一郎
CL09		小林裕史（有志 6 名）

5. 第１部の論点についての主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、第１部の論点についての主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
総論		
1) 意見発信について	財務諸表の代表的な利用者である証券アナリストの声を集約して意見を発信することで協力したいと考えている。 第２部の論点は、国際的な会計基準の場で議論すべき問題であり、その場においてわが国として積極的な意見発信をすべきであり、わが国独自の考え方を採るべきではないと考える。 当協会は、DPがアナリストを含む財務諸表利用者に対して本当に必要な情報が提供されているかについて懸念する。そのため、有用性については、アナリスト等からの意見を参考にするなど、さらに十分に考慮する必要があると考え、主として実務上の検証可能性及び整合性の観点から、DPの提案に同意しないもの及び疑問又は懸念のあるものについてコメントを行っている。	
2) コスト・ベネフィット	過度な情報の提供は、財務諸表の作成コストを高めるだけでなく財務諸表を煩雑にし、財務諸表利用者に混乱を与えるとともに、誤った理解に導いてしまうおそれがある。そのため、財務諸表の表示については、コスト・ベネフィットを考慮して見直すべきである。 直接法によるキャッシュ・フロー計算書、機能・性質別の分解など作成者のコストが大きいため、コスト・ベネフィットの観点から慎重に検討を要する。	
3) キャッシュ・フロー計算書の作成免除	現金及び現金同等物の移動について投資情報の有効性が低い場合等は、キャッシュ・フロー計算書の作成自体を削除可能としていただきたい。一般事業法人において、現金及び現金同等物を指標としたキャッシュ・フロー計算書は、投資情報として相応に有効であるとは考えられるが、特に金融機関等、短期市場等により日常業務として借入等を行っている企業にとって、現金及び現金同等物の増減自体が有効な投資情報とは考えられず、例えば、それ以外の金融商品等の開示の充実がより有効であると考えられる。	
4) アンケート調査実施	予備的見解の提案は極めて概念的なモデルであり、その有用性に関する意見の掘り起こしのためのアンケート調査等を実施することも検討してはどうかと考える。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
第1部 現行の国際的な会計基準との差異に関する論点		
【論点1】包括利益の表示		
質問(1) 包括利益を財務諸表に表示することに賛成ですか。		
5) 包括利益の表示に賛成（現行と同様の当期純利益の維持を前提に）	企業の継続的なパフォーマンスを示す代表的な指標である純利益と、これに企業のリスク・プロファイルを加味した包括利益の2つを明瞭に示すことで、投資意思決定により有用な情報が提供されるため、賛成である。 ➤ 2005年の会員アンケートでも54%が両方の開示を求めている。 ➤ 経営努力と関係のない時価の変動などの要因による部分は除外し、リサイクリングすべきではないと主張する委員もいた。 当期純利益の維持を前提とすれば、反対すべき理由はない。現実にはOCIに相当する項目の認識・測定・表示がすでに行われており、IFRS及び米国会計基準との形式的な比較可能性を高める上では妥当性があると考えられる。議論の進め方について2点要望したい。 ➤ 包括利益の定義について、「資本」「純資産」「株主資本」といった概念との関係については実務において理解の統一が図られるような明確な議論が必要である。 ➤ クリーン・サープラス関係が実務において周知されている概念であるとは思われない。それゆえ、議論を具体的な財務諸表項目を例示したうえでの、損益計算書と貸借対照表との間の連携に関する議論に置き換えた方が、一般の利害関係者にとってわかりやすい内容になると思われる。 当期純利益と共に包括利益を表示することは、貸借対照表の純資産と包括利益とのクリーン・サープラス関係を明示することとなり、有用な情報を提供すると考える。 ➤ IFRSにおける連結財務諸表の当期純利益には、少数株主持分が含まれており、我が国の連結企業集団の業績のとらえ方とは異なるため、企業結合プロジェクト（ステップ2）において、少数株主持分の取扱いや少数株主持分の測定（全部のれんの可否）の検討の進展に合わせて検討を進められることが必要と考えられる。	

審議事項（２）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	当期純利益表示の維持を前提としていることに賛同する。当期純利益の有用性を確保するためには、リサイクリングの要否について個別プロジェクト毎では一貫性を欠く恐れがあるため、横断的に検討することを IASB に求めていくことが必要と考えられる。 ➤ 特に、保険業においては、保険群団形成によりリスクを分散し、長期にわたるリスクの引受を行う事業活動であることから、その事業活動を適正に反映する（将来の利益を全て一時認識することなく、引き受けたリスクから開放されるにときに利益認識を行う）財務諸表が作成されるべきであり、包括利益に加え、適切な純利益を財務諸表に表示することが、利用者にとっても有意義な会計情報を提供することとなる。適切な純利益の実現のためには、資産側に認められている OCI を負債側において活用することが認められる必要があると考える。 当期純利益の表示が維持されるのであれば、会計基準のコンバージェンスの観点から賛成である。なお、包括利益の概念や有用性についての十分な説明、リサイクリングの設例を入れる等の配慮をお願いしたい。 包括利益の導入に際し、利用者にとり重要指標である当期純利益を維持する。 当期純利益と共に包括利益を表示することに賛成する。 ➤ 包括利益の内容等について、他のプロジェクトの進展の結果、国際的な会計基準と相違する事項が生じた場合には、相違事項の取扱い、具体的には、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の見直しの検討等、関連するプロジェクトとの十分な連携が必要と考える。 実現した利益である「当期利益」は企業の業績評価に必要であり、未実現の評価損益とは異なった財務情報であり、区別表示で投資家に有益な情報を与えることになる。また、過去に計上された評価差額を当期利益に振り替えることによってはじめて、実現した売却損益を当期利益の中に計上できるため、「リサイクルの導入」が必要である。包括利益の表示が不可欠となる場合であっても、この 2 つを導入の最低限の前提条件としたい。将来にわたって確立されたものでなくてはならないため、IASB 等海外の基準作成主体に強く主張していただきたい。 比較可能性が高まり、業績を示す重要指標との考え方もあるため包括利益表示に賛成する。ただし、経営成績より財政状態を重視するとの誤解を避けるよう注意喚起すべき。	

		審議事項（２）
論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	財務諸表の理解可能性と比較可能性を高めるとともに、会計基準のコンバージェンスに資することから、包括利益の表示を行うことに賛成する。 ➤ 現行の当期純利益のあり方を変質させることなく、当期純利益の重要性や包括利益との関係などに関して十分な説明がなされるべきである。	
6) 包括利益表示の短期的導入に反対	企業の資産・負債の公正価値評価による評価差額を包括利益に導入することを前提としているのであれば問題が多く、表示だけ切り出して短期に結論を出すべきではない。 ➤ 当期利益に含むべきではない株式や負債の評価損益、あるいは有形固定資産の評価差額を含むこととなれば、企業の主力事業における技術開発や営業努力によるもの以外の要因で包括利益は左右され、企業業績が不本意な評価を受けることも考えられる。 ➤ ビル賃貸業では、実現収益のビル賃貸料等で評価されるべきなのに、未実現のビル評価差額により不本意な評価を受ける可能性があり適当でない。 ➤ 包括利益の計上にいそしむあまり、コアビジネスの利益獲得能力に磨きをかけることに専念できなくなる事態を避けることは、我が国企業が競争力を失わないためにも肝要である。	
7) 定義の明確化	リサイクリングが必要か等の検討にも影響が出るため、包括利益の定義を明らかにすることが必要と考える。	
8) クリーン・サープラス関係	純資産と包括利益の間のクリーン・サープラス関係と当期純利益と株主資本合計との間のクリーン・サープラス関係の両方を明示することが、財務諸表の理解可能性と比較可能性の観点から必要かについても、十分に検討する必要があると考える。	
9) 賛否両論併記	海外他社比較、時価評価された実態の一覧的な判断や個別と連結で表示の差異があると作成者が業務面および情報理解面で苦勞するため賛成という意見がある一方、海外露出度が高い企業にとっては未実現利益によるボラティリティが高くなってしまい、決算短信における期末予想にその他包括利益を入れることに繋がる恐れがあるため反対という意見がある。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
質問(2) 包括利益を表示するとした場合、どの計算書に表示することが適切と考えますか。		
10) 2 計算書方式が適切	2計算書方式が適切と考える。包括利益と当期純利益は別の概念であるため、別の計算書に表示するほうが理解しやすい。また、1 計算書方式では、ボトムラインとなる包括利益が過度に強調されてしまい、当期純利益の存在感が後退してしまう懸念がある。	
	中長期的な検討が望ましいが、当期純利益の表示の有用性から、当期純利益と包括利益とを明確に区分することができる2 計算書方式での表示が適切であると考ええる。	
	当期純利益の存続や重要性、EPS は当期純利益を用いることから、当期純利益と包括利益を明確に区別する 2 計算書方式が望ましい。なお、OCI の実現額の注記は不要との意見があり、開示方法については実務面への配慮を是非お願いしたい。	
	短期的な対応として、会計基準を取りまとめるという観点から、当期純利益と包括利益のそれぞれの表示が明確となる、2計算書方式の採用が適切と考える。	
	当期純利益を重視する考えに立ち、2 計算書方式が適切と考える。	
	当期純利益の存続を前提として、当期純利益と明確に区分する 2 計算書方式によることが妥当であると考えられる。なお、国際的な会計基準においてリサイクリング廃止が検討されており、当期純利益の位置づけを国際的な動向も踏まえて議論を深める必要がある。	
11) 2 計算書方式も容認（選択）	純利益の重要性に鑑み、2 計算書方式における開示も容認されるべきと考える。1 計算書方式と 2 計算書方式のいずれでも、比較可能性を確保するために、記載される科目（項目）は同一のものとする等の配慮が必要と考えられる。	
	リサイクリングを前提にすると 2 計算書方式の方が明瞭であり、同様の情報が開示され支障はなく、2 つの計算書の選択肢を認めることに賛成する。	
	1 計算書方式では最終行となる包括利益が過度に強調されるおそれがあるため、1 計算書方式と 2 計算書方式との選択適用を認めるべきである。	
12) 賛否両論併記	個別と連結で表示の差異があると利用者作成者が業務面および情報理解面で苦勞するため 1 計算書が良いとする意見がある一方、個別は税務上も残り理解しやすい点と過去業績との比較可能性を重視して 2 計算書を導入するのが妥当とする意見がある。	

		審議事項（２）
論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
13) 1 計算書方式とすべき	財務諸表が分離されることで明瞭性が損なわれるため 1 計算書方式とすべき。分離損益計算書がなくても利用者は当期純利益やその他の業績指標を適切に把握する。	
14) 連結は 2 案が良い	親会社株主と少数株主の持分を区別して、包括利益、その他包括利益という新しい概念が、当期純利益に慣れ親しんだ利用者に受け入れ易い。 ➤ ただし、利用者に馴染みやすい少数株主持分を控除した当期純利益が先頭に表示されていることを理由に 1 案を支持する委員がいた。	
15) 連結は 1 案が良い	当期純利益から開始することで損益計算書の最終ラインとの連携が確認できることから、表示例の 1 案での表示方法の選択を認めることが適当と考える。 当期純利益を重視する考えに立ち、連結は 1 案が適切と考える。	
16) 連結は企業結合で検討すべき	連結での包括利益表示は、親会社説又は経済的単一体説を採用するかによって異なってくることから、企業結合プロジェクトにおいて検討が必要と考える。	
【論点 2】非継続事業に関連する損益の損益計算書における区分表示		
質問(3) 損益計算書上で、非継続事業に関連する損益を区分表示することに賛成ですか。		
17) 開示に賛成	国際的な比較可能性を高めるだけでなく、投資家の将来予測に資する情報の提供からも必要であるため賛成である。 ➤ 非継続事業に関連する損益を他項目と一括し、巨額の特別損失とするケースが散見され、利用者にとって内訳が分かりづらい状況を改善し、財務諸表の理解可能性の向上に資すると考えられる。 廃止予定事業のうち一部の事業の損益のみが非継続事業として区分されることよりも、非継続事業とされた構成単位の損益等の情報を注記するという取り扱いを支持する。個別企業の意思決定方法の相違により区分が異なることや遡及再表示の事務負担の増加が懸念されることから、セグメント情報での注記が適当と考えられる。	

		審議事項（２）
論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	将来的に継続が見込まれる事業の損益を表示することができ、国際的な会計基準では古くから有用性が認められている表示であることから、区分表示を短期的に検討する提案に賛成する。ただし、非継続事業とされた企業の構成単位の損益等の情報を注記するという取扱いを採用することも考えられる。 財務諸表利用者の将来キャッシュ・フローの予測につながるのであれば導入に賛成するが、僅少な拠点・事業の区分表示までを要求することは本目的と乖離することになる。 賛成する。ただし、国際的な会計基準の動向（注記での取扱いの検討など）が流動的であること、特別損益の見直しが必要となり損益の段階別表示の適用時期に影響することから、短期的な見直しが適当かは考える必要がある。	
18) 十分検討に値する	会計基準のコンバージェンスや情報の有用性の観点から十分検討に値する。	
19) 財政状態も開示	事業は財政状態と経営成績により実態が表現されるため、非継続事業の損益だけでなく貸借対照表でも開示すべきであり、キャッシュ・フロー計算書での開示も検討が必要。	
20) 会計基準を別とする	財務諸表表示の会計基準は一般的・包括的なものとすべきであり、非継続事業の定義や取扱いについては、別個の会計基準を定めるべきである。 非継続事業損益を区分表示する場合、税引後損益まで表示することになるが、税金費用をどのように配分計算するか会計基準等の開発が必要と考える。	
21) 長期的な検討が必要	継続事業と非継続事業双方に共通する費用等（一般管理費等）の区分方法、重要性の問題、本当に財務諸表利用者等に有益な情報なのか、等クリアすべき問題が多いので、長期的に慎重に検討される方が望ましい。	
22) 賛否明記せず（賛否両論併記）	非継続事業に関連する損益の区分表示は投資意思決定に有用と考えられるが、十分な議論ができなかったため、当協会としての意見は表明しない（P/L上の区分表示に賛成する複数の委員もいる）。 ➤ ただし、現行 IFRS 第 5 号やその改訂案の非継続事業の定義は、抽象的で具体性に欠け、固定資産の減損を判断する際の括り位が適当との意見、廃止事業を認定するタイミングなども含めた詳細なガイドラインの設定が望ましいとの意見があった。	

		審議事項（２）
論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	非継続事業の損益を区分することの有用性、非継続事業の定義、非継続事業に関連する損益の表示方法等については、有用な情報を提供することが考えられるが、切り分けの困難性や必ずしも将来キャッシュ・フローの予測に資する情報を提供できるとは限らないとも考えられるため、国際的な会計基準の動向を参考に慎重に検討することが必要と考える。 非継続事業に関連する損益を損益計算書に表示する件については、現在行われている I F R S の見直し検討の動向に合わせた導入が適当であると考ええる。 将来CF予測には1年以内に処分する事業の影響を区分するのは望ましいため賛成とする意見、一方非継続事業の判断基準があいまいになる恐れがある、グルーピング判断も悩ましく業務上煩雑になる、一定基準以上という重要性で判定するのが望ましいため反対とする意見がある。	
質問(4) 非継続事業をどのように定義することが適切と考えますか。		
23) 42 項の 2 要件が適切	第 42 項(IFRS 第 5 号改訂案の定義)に記載の 2 要件によることが適切。事業戦略上重要な事業、規模が必要であり、過度に詳細な必要はなく事業セグメントを基礎とすることが妥当である。 事業活動における戦略転換の状態は、第 42 項で概ねカバーされと考えられるので、いずれかを満たす場合に非継続事業に該当するという定義が適切であると考ええる。 SFAS 第144 号のように、廃止予定の小さい規模の事業単位のすべてを非継続事業として取り扱い、かつ遡及再表示を求めることは、作成者のみならず監査人に対しても大きな負担となる可能性があり、適当とも考えられないため、IFRS 第5 号改訂案が適当である。 IFRS 第 5 号改訂案及び SFAS 第 144 号改訂案と同様の定義とすることが適切と考える。定義の解釈に格差が生じる懸念もあり、主要な事業に関する定義の設例を示す。収益及び費用の科目ごとは有用性が乏しく、税引後損益を単一金額で表示することで十分と考える。 IFRS第5号改訂案及びSFAS第144号改訂案で検討されている事業セグメントレベル（今後導入が予定されているマネジメント・アプローチにおける事業セグメントを含む）を非継続事業の定義とすることが適当と考えられる。	
24) 報告セグメント単位	マネジメント・アプローチが適用されるセグメントの事業の定義と整合させる必要がある。なお、量的基準による集約後の「報告セグメント」単位で足りると考えられる。また、廃止予定(計画されている)の事業について誤解を与えない措置を講じるべきものと考ええる。	

		審議事項（２）
論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
25) マネジメントが決定	経営が非継続事業と判断する規模やタイミングも投資家が企業を評価するひとつであるから、最高意思決定機関で採決された事業および単位とする。	
	事業セグメントは、戦略的な転換による処分を行う企業の構成要素よりも大規模な場合も小規模な場合もあるため、非継続事業の定義を事業セグメントに限定した場合には、企業の営業活動の戦略的な転換に処分活動のすべてが非継続事業には含まれないことになる。したがって、経営者が営業活動の戦略的な転換を行うかどうかにもとづくものとするべきであり、その判断指標についての指針を提供することが望まれる。	
26) 重要性の概念	中長期的な検討が望ましいが、重要性の概念は尊重し、事業活動の戦略的なシフトに該当しない物件の処分に係る損益を、非継続事業として区分表示すべきではない。	
27) 具体的な定義が必要	IFRS の定義（35 項）は、具体的な基準となり得るか疑問である。非継続事業の定義は、実務に混乱が生じないよう具体的かつ詳細に決められたい。 ➤ 不動産会社が所有ビルの一つを売却しても非継続事業に該当しない一方、不動産会社が複数の S P C（ビルを一棟づつ保有）を所有し、一つの S P C がそのビルを売却すると外形的には非継続事業にもみえるが、実質的には変わらず、非継続事業とみなすのは適当ではないと思われる。	
質問(5) 当期に新たに非継続事業に該当することとなった事業について、過年度の損益計算書でも非継続事業として遡及再表示すべきですか。		
28) 遡及再表示すべき	遡及再表示が「会計処理を形式的に合致させることで比較可能性が高まる」という考え方に基づいている以上、比較情報として遡及再表示の方が妥当ではないかと考える。ただし、前年度以前の業績や財政状態を修正するわけではない点が明確にされる必要がある。	
	非継続事業に一定の要件を定めるのであれば、重要な事業の処分を行った場合に限定されるものと考えられるため、遡及再表示の取扱いを定めることが適当と考えられる。	
	将来キャッシュ・フロー予測の際の時系列比較とコンバージェンスの観点からも、遡及再表示すべきと考えるが、遡及再表示は前年度のみとするなど、範囲を限定することも検討すべきと考える。なお、個別財務諸表における区分表示及び遡及再表示は実務負荷の観点より不要とすべきと考える。	
	遡及再表示すべきである。	
	継続事業の損益が時系列で開示されることになり、比較可能性の観点から判断に有用な情報を提供することになると考えられることから、遡及再表示に賛成する。	

		審議事項（２）
論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
29) 補足的なセグメント注記で対応	損益計算書上で非継続事業を表示する場合でも、過年度においては継続事業の実態があるため（売却目的で取得した事業を除く）、過年度の遡及再表示は不適当と考える。セグメント情報として補足的な開示（注記）に留めることが望ましいと考える。また、コスト・ベネフィットの観点から慎重に検討いただきたい。	
30) 財政状態も遡及	継続事業及び非継続事業について時系列比較は、将来予測に資する。また、財政状態等も遡及再表示すべきである。	
31) 遡及再表示に反対	非継続事業と判断する規模やタイミングも投資家が企業を評価するひとつであり、複数地域や事業の撤退は複雑となり作成の負担が増大するため、遡及再表示には反対。	
	企業が当期に非継続事業と判断した事実を尊重すべきであり、従来から開示していないキャッシュ・フロー計算書の開示は実務負担が大きく、事業セグメント単位に満たない区分表示は有用でない、などの意見があった。	
32) 実務上の問題を考慮し慎重に検討	非継続企業損益は過年度に必ずしも同様の区分で管理しているとは限らず、一律に遡及再表示が求められるれば、かえって財務諸表を歪める結果になりかねないため、実務上の問題点を考慮して遡及再表示の基準を検討すべきである。	
	遡及再表示の情報の有用性は理解できるが、作成者の労力・コストの点も考慮の上、慎重な検討が必要がある。	
33) 会社計算規則	会社法計算書類及び連結計算書類において、定時株主総会で承認又は報告をしたものと異なる修正がなされるため、会社計算規則 154 条 3 項との関係について整理願いたい。	
【論点 3】売却目的保有の非流動資産及び処分グループの貸借対照表における区分表示		
質問(6) 売却目的で保有する非流動資産及び処分グループを貸借対照表で区分表示することに賛成ですか。		
34) 区分表示に賛成	継続して使用する他の流動資産等とは、保有目的もキャッシュ・フローへの影響も異なるため、区分表示に賛成する。	
	将来キャッシュ・フロー予測に資するため賛成である。 ➤ 資産及び負債を個別の科目毎に開示する有用性は乏しいため、貸借対照表に単一の金額で表示することで十分と考えるほか、個別財務諸表では実務負担の観点より区分表示も含め不要とすべきと考える。なお、報告企業の事業活動に悪影響を与えるケースも想定されるため、詳細情	

		審議事項（２）
論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	報の開示は求めるべきではない。また、コンバージェンスの観点から減価償却を取り止めるべきと考える。 ➤ 売却目的で保有する非流動資産及び処分グループとして分類されるものについては、売却目的保有としての測定の基準に従った測定が行なわれるべきである。 賛成する。	
35) 十分に検討に値する	会計基準のコンバージェンスや情報の有用性の観点から十分検討に値する。	
36) 定義や処理の検討	財務諸表表示の会計基準は一般的・包括的なものとすべきであり、売却目的保有の流動資産等の定義や取扱いについては、別個の会計基準を定めるべきである。 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」では、[論点3-3]において企業結合時の売却目的で保有する資産への取得原価の配分の取扱いのみを国際的な会計基準に合わせる事が検討されている。 企業結合時の取得原価の配分の取扱いだけでなく、売却目的保有の非流動資産及び処分グループ全般に係る会計処理として検討する方が適当のようにも考えられる。 減損会計基準とは、基本的考え方を異にすることから、測定の会計処理（測定方法及び各資産への損失の配分方法等）についても検討が必要と考える。 定義が明確であることが求められる。現実的にどのような資産及び処分グループが該当するのか、今後実務に混乱をきたさないよう具体的かつ詳細に決められたい。	
37) 定義の違いの明確化	論点整理 25 ページの図表 2 は、非継続事業に関連する損益と売却目的保有の非流動資産及び処分グループから生じる損益が定義の違いにより必ずしも同じではないことを示していると考えられるが、図表 2 の意味を明確にされたい。	
38) 賛否明記せず（両論併記）	将来CF予測には1年以内に処分する事業にかかる影響を区分するのは望ましいため賛成とする意見がある一方、実務上、売却廃棄の判断や判定が処分時点まで明確でないものもあることや一定基準以上という重要性で判定するのが望ましいため反対とする意見もある。	
【論点 4】 損益の段階別表示		

審議事項（２）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
質問(7) 損益の段階別表示について短期的に見直しが必要と考える点がありますか。		
39) 中長期的に検討	第２部の論点 B、C、D と密接であり、中長期的な検討が必要との ASBJ の考えを支持。 ➤ 経常利益及び特別損益区分は不要との意見もある。 ➤ 特別損益は企業の業種や特性を踏まえたより実質的な判断を促す。 ➤ 経常利益や特別損益が業績報告の中で担ってきた重要な役割も勘案し、当期純利益のあり方とともに取扱いを慎重に検討すべきである。 ➤ 国際的な会計基準とで差異が生じていることから、IASB と FASB の財務諸表の表示プロジェクトの進捗を待たず、先行して見直しすることも考えられる。 ➤ 非継続事業損益の区分表示を短期的に見直しが必要な項目として検討が進められる場合には、適用時期の再検討をする必要がある。	
40) 短期的に見直す	「会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準（案）」における表示の取扱いや、非継続事業の表示など、国際的なコンバージェンスが図られているなかで、特別損益の表示を継続すべきどうかについては検討が必要であり、短期的に見直しを検討すべきである。	
41) 賛否明記せず（両論併記）	経常利益について、短期的見直し不要とする意見がある一方、非継続事業の表示との兼ね合いで経営管理上要請される可能性はあるため見直しが必要とする意見もある。	
【論点 5】損益項目の性質別開示		
質問(8) 損益項目の性質別開示を短期的に導入する必要があると考えますか。		
42) 中長期的に検討	第２部の論点 G と密接であり、中長期的な検討が必要との ASBJ の考えを支持する。 ➤ 損益計算書の表示において、性質別表示と機能別表示が混在しているケースが見られる。会計基準等において整理することが必要である。 ➤ 将来キャッシュ・フロー予測に役立つと結論づけることは難しい。システム対応等相当のコスト・実務負担を超過する情報有用性があることを明示すべきである。	
43) 現行 IAS 第 1 号の主要な費目項目	製造原価の材料費、労務費、間接費等の性質別類開示がない限り、固定費と変動費区分ができず、付加価値分析や損益分岐点分析が不可能であり、現行 IAS 第 1 号は不十分。我が国の連結 P/L では売上原価の内訳が開示されておらず、単独ベースで可能な損益分岐点分析が連結で不可能なことに不満	

		審議事項（２）
論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
の注記では不十分	を覚える会員が多い点に ASBJ は留意していただきたい。	
	連結売上原価の内訳情報の性質別開示が望ましいが中長期的な課題とも考えられる。また、粗付加価値又はこれを算定するための情報のニーズがないか検討して頂きたい。	
44) 短期的導入が必要	費用の機能と内訳は異なり、投資家が競合他社比較できないため、製造償却費や製造労務費を比較することで労働集約性や将来CFが予測できるため短期的に導入すべき（注記でも）。	
	IAS 第 1 号では、減価償却費及び人件費総額など主要な費用項目の注記が要求されており、会計基準のコンバージェンスの観点から短期的に導入すべきであると考ええる。	
45) 主要な項目を注記	導入にあたっては、主要な項目のみを注記レベルで開示することから検討を開始するのが妥当と考える。	
【論点 6】貸借対照表における流動固定区分と表示科目		
質問(9) 貸借対照表における流動固定区分と表示区分について、短期的に見直しが必要と考えられる点がありますか。		
46) 中長期的に検討	第 2 部の論点 B、C と密接であり、中長期的な検討が必要との ASBJ の考えを支持。	
	➤ 現行の正常営業循環基準と 1 年基準で問題ないという意見がある。	
	短期的見直しは概ね不要であるが、売却目的保有の流動資産等の区分表示をする場合には、流動区分に表示されることが望ましい。	
47) 生保会社の特性	生保会社の負債の大宗を占める責任準備金や資産に占める割合が高い有価証券について、財務諸表本体の各セクションにおいて短期・長期で区分することはコスト・ベネフィットの観点から有用性が乏しく、全体を一体として表示すべきであると考ええる。	
【論点 7】その他		
質問(10) 【論点 7】に記述されている項目の中で、短期的に見直しが必要と考えられる点がありますか。		
48) 目的や一般的特性の明示	財務会計のベースにある概念や考え方の理解が重要となってくるため、財務諸表の目的や一般的特性を会計基準において明示する必要がある。	

		審議事項（２）
論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
49) 離脱の定め	短期的な見直しをする必要はなく、また定めを置くべきかについては、慎重な検討を行う必要があると考える。離脱が必要となるケースは極めて稀で、むしろ会計基準に従わない口実を与える危険性も考えられる。 ➤ 極めて稀なケースという定義が厳しすぎるために、離脱の定めを設けることによって会計基準の実務に対する拘束力が高まり、企業会計の発展的な改善の余地まで阻害してしまう危険性があるとの理由から反対する考えもある。	
	中長期的な見直しとして、極めて稀な場合とは言え、概念フレームワークと個別基準との矛盾を前提とした議論ではなく、そもそも両者の整合性を図ることで、離脱の定めの原因となるような事象を取り除くことが必要と考える。	
	経営者に対して、ある基準等の規定に従うと誤解を招くという判断を強制的に求めるものであり、非常に高度な判断を経営者に要求するものである。また、概念フレームワークが討議資料の段階であることを踏まえれば、実務において無用の混乱を招くものと考ええる。離脱の定めを会計基準で認めるべきではないと考える。	
50) 継続企業の前提注記	継続企業の前提に不確実性が存在する場合には、当該事項を開示しなければならないことから、監査基準やレビュー基準ではなく、会計基準としての定めが必要と考える。	
	本来、開示のルールをいかに定めるかは、主に財務諸表作成者側に関わる問題であると思われるため、監査人側ではなく会計基準としてルールを定めるべきと考える。	
	注記自身が企業の存廃に関わる重大な問題である。可能な限り注記の要件を客観化し、明確にしていくことによって主観性を排除することが望まれる。	
51) 表示方法	表示方法(総額・純額表示)については、短期的に見直しが必要と考える。総額主義の原則をたてにとり、取引規模を大きく見せたり、総資産を大きく見せたりすることが実務上考えられる。また、一部規定はあるが、財務諸表全体を通しての規定は存在しない。したがって、純額主義を要求する会計処理についての具体的な要件や指針が必要と考える。	
52) 比較情報	IAS 第 1 号では当期の財務諸表で報告された全ての金額について遡及修正を求めているが、有用性と	

		審議事項（２）
論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	実務的負担のバランスを考慮し、対象項目を絞り込むことが求められる。	
質問以外の項目		
53) 財務諸表の様式	財務諸表等規則の様式は、理解可能性及び比較可能性に大きく寄与しており維持すべきである。国際的な議論の場でも優れた様式の有用性の意見発信が望ましい。	
54) 英文財務諸表の表示	企業会計原則等に合致しない表示方法を採用した上で、JGAAP への準拠を表明する事例が散見されるが、信頼性を損ねるため一定の指針を提示することが望ましい。	

6. 第２部の論点についての主なコメントの概要

- 以下は、第２部の論点についての主なコメントの概要です。
- 以下のコメントの概要には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントも含めて、企業会計基準委員会で分析を行い、今後の財務諸表表示専門委員会において、IASB 及び FASB の方向性についての意見発信、第１部の論点の検討後に予定されている我が国の会計基準の検討の際に考慮する予定です。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要
第２部 IASB と FASB の予備的見解における主な論点（フェーズ B 関連）	
【論点 A】財務諸表の表示の目的（一体性の目的・分解の目的・流動性及び財務的弾力性の目的）	
質問） DP に掲げられている財務諸表の表示の目的（一体性の目的等）により、企業の財務諸表で提供される情報の有用性が改善し、財務諸表利用者がより適切な投資意思決定を行うために役に立つことになりませんか。	
55) 有用であり賛成	項目間の関係が明確で、財務諸表が可能な限り補完的であることは有用と考えられることから、一体性のある財務諸表とする方針に賛成である。ただし、行項目レベルで厳密に一体性を確保することは、実務上の困難をもたらす可能性があり、また各財務表の目的の違いから、有用性が高まるかについては疑問が残るため、十分な検討が必要と考える。 ➤ 将来のキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価するように有用となるような方法で分解するとされているが、将来の見通しを基礎としており判断が難しいと考えられ、限界がある点も考慮すべきと考える。
56) 有用性は否定しない	一体性を強めることで有用性を高めることができる部分是否定しないが、一体性そのものを目的化して過度に重視するのではなく、各計算書の開示目的を考慮した上で、一体性によって利用者が本質的に必要な情報が得られるのかどうか、財務報告の目的が最大限に発揮されるかどうかという観点から、現行の財務諸表の問題点を具体的に示しつつ吟味すべきと考える。 財務諸表が首尾一貫した情報を提供するために、表示様式を統一することは提供される情報の有用性の改善につながると考えられる。 ➤ 一体性は、資産と負債及びその変動の影響を計算書の同じ又は類似の箇所において見ることであり、過度に一体性を追求することはかえって表示内容が歪められることが懸念されるため、小計や表示科目のレベルまで構成を統一するのではなく、セクションに含まれる項目に連携をとっていく方法も検討すべきである。 ➤ 包括利益計算書やキャッシュ・フロー計算書が伝える情報は、取引や事象の内容を反映したものであることを考慮すると、財政状態計算書の資産及び負債の分類に従う方法に限定すべきかどうか検討する必要があると考えられる。

審議事項（２）

論点の項目	コメントの概要
57) 有用性改善に資するとは言いえない	主要３表に横串を通すことで表面的な一体性は確保されているが、各財務諸表がそれぞれ独自の役割を果たすことで、全体としての一体性を実現している伝統的な財務諸表に比べて有用性が改善し、適切な意思決定に役立つと判断することはできない。 普遍性や包括性を有しておらず、表示の目的というより改定の目的や方針を示すものであるため、有用性改善に資するとは必ずしも言いえない。 財務諸表にはそれぞれ異なる目的があり、一体性を表示の目的とすることには、無理があり適当ではない。 ➤ 一体性を厳格に追及すると有用性が逆に失われ、企業の意図する事業活動の実態と大きくかけ離れた誤解を与えてしまうなど、利用者にとって逆にわかりにくくなると危惧する。複雑かつ多角的な企業形態では、財務諸表の一体性とセグメントごとの情報の有用性が両立しないため、詳細レベルまで一律に制約を設けることは適切ではない。 ➤ 各財務諸表間の真の一体性が確保できるか明確でない。みかけは一体性があっても、論点整理P25<図表2>のように、カテゴリーがクロスオーバーしている場合は、一体性があるとはいえず、逆に投資家をミスリードする恐れがある。
58) 流動性及び財務的弾力性の目的	提案された目的に同意する。しかし、期限到来時に財務上のコミットメントを履行し、事業機会に投資する企業の能力を評価するのに役立つという目的については、現在議論されている金融負債の公正価値評価における自己の信用特性を反映した場合、企業の財務上のコミットメントの履行に関する情報を正確に反映せず、目的が達成されないと考えられる。
【論点B】事業セクションと財務セクションの区分	
質問）事業セクションと財務セクションに区分することで、現行の財務諸表の様式で提供される情報よりも投資意思決定に有用となる情報が提供されることになりますか。	
59) 区分は有用である	企業の実態を把握しやすくし、特に関心が高い営業活動に焦点を当てやすくするため有用と考える。ただし、明確な分類ができない項目を営業カテゴリーに含めないように「その他セクション」を設けるべきである。 基本的には投資意思決定に有用と考えられる。しかし、作成者において、持合株式の区分等の判断の難しい問題を内包していると考えられる。また、金融機関等や金融子会社の取扱いについてガイドラインや説明の追加が望まれる。 利用者は、財務諸表の基本的な構成において価値を創造する方法（事業活動）による情報を、事業活動の資金を調達する方法（財務活動）に関する情報から切り離すことが可能になり、企業の業績を分析及び評価することが可能になると考えられ、より有用と考えられる。
60) 区分は有用ではない	営業関連の設備投資を営業カテゴリーに含めると、営業利益と営業キャッシュ・フローを対比し、設備投資とそれをファイナンスする財務キャッシュ・フローを対比する伝統的な財務分析が困難になるため、現行よりも有用な情報が提供されるとは思えない。

論点の項目	コメントの概要
	全般的なセクションやカテゴリー区分は不要と考える。計算書の目的により区分を検討すべきである。マネジメント・アプローチによる区分は、恣意性の介入や企業間比較可能性への懸念がある。開示科目から活動はある程度判断できるため、利用者に有用だと考えられる部分のみ区分すれば足りる。また、区分のコストに比べて利用者への貢献は少ないと考える。
61) 多様な事業形態	様々なビジネス形態が存在するため、無理にセクション等の区分を行えば、財務諸表利用者をミスリードさせる懸念がある。
【論点C】 マネジメント・アプローチ	
質問) マネジメント・アプローチは、財務諸表利用者に対して企業に関する最も有用な概観を提供することになりますか。 分類に関するマネジメント・アプローチから生じる財務諸表の比較可能性の減少は、当該アプローチの便益を上回りますか。	
62) 有用な概観を提供	企業の状況を最もよく知る経営者の判断により、実態をより忠実に表現することになるため、マネジメント・アプローチは最も有用な概観を提供し、便益は比較可能性の減少を上回る。ただし、一定の比較可能性を確保するため、セクション/カテゴリーへの分類に関するより詳細な指針が望まれる。
	マネジメント・アプローチの考え方に基本的に賛成するが、有用性とコストとのバランス、分類等の実施可能性について、フィールドテスト等の結果を踏まえ、十分な検討を行うことが必要と考える。 また、業績評価のためのセグメントにおけるマネジメント・アプローチにおいて、資産、負債、収益及び費用に配分されない金額、共用資産や退職給付債務等をどのように表示するかの問題があるため、マネジメント・アプローチと表示について、整理が必要である。
	マネジメント・アプローチの採用については、賛成である。様々なビジネス形態が存在するため、各種分析手法により日々対応している企業の経営状態を説明する分類と区分を採用すべきである。失われるとされる比較可能性を補うための過度の追加開示等は慎重に検討する。無理にセクション等の区分を行えば、財務諸表利用者をミスリードさせる懸念がある。
	経営者のマネジメントの方向性をより理解できるため、企業の将来を予測する点等に関しては有用であると考え一方で、企業間比較可能性が損なわれる点等、すべての開示に関して最も有用であるとは言えず、開示の目的ごとにアプローチを検討すべきとも考える。
	企業の有用な概観を提供する点は同意できるが、比較可能性の観点からはマネジメント・アプローチの適用については慎重であるべきと考える。

審議事項（２）

論点の項目	コメントの概要
63) 他社比較が困難	経営者の考え方が理解できる利点がある反面、他社比較が難しい。例えば持合株式を戦略投資として営業区分とするか、投資区分とするかは恣意的に変更されるリスクもある。
64) 詳細なガイドライン	マネジメント・アプローチは原則主義の例外となるが、営業と投資の区分については詳細なガイドラインの公開が不可欠。
65) 頻繁な変更の場合	経営的な視点に立った投資判断等ができるというメリットを否定しない。しかし、企業のマネジメント体制は、各種事情によって頻繁に変更になることも想定されることから、かえって混乱のもとになる可能性があるので慎重に検討する必要がある。 ▶ マネジメント区分の変更の影響を遡及開示するのは、実務負担が大きすぎ、そのことが逆に本来必要な組織変更を阻害することもあり得るので、遡及開示には反対である。
【論点D】各セクションにおける資産及び負債の純額表示	
質問）事業セクション及び財務セクションで資産と負債の両方を表示するため、資産及び負債は各セクションで純額表示されることになります。表示におけるこの変更と包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における事業活動及び財務活動の区分とが一体となって、現行の財務諸表の様式で提供される情報よりも投資意思決定に有用となる情報が提供されることになりますか。あるいは、現行の財政状態計算書のように、まずは構成要素別（資産、負債及び資本）に区分し、次に各構成要素を事業セクションと財務セクションに区分する方がよいですか。	
66) 有用である	企業活動の内容に従って財務情報をセクション/カテゴリーに分類する趣旨に鑑みて、セクション毎に純額を表示することは、有用性を向上させると考える。ただし、資産、負債、資本それぞれの合計額も極めて重要な情報であり、引き続き財政状態計算書において表示されるべきである。
67) 有用ではない	資産と負債が純額表示される財政状態計算書は、企業の財務状況を一覧するという点で伝統的な財務諸表に劣り、財政状態計算書の数値から安全性分析の指標が得られず、投資意思決定に有用な情報が提供されるとは思えない。
	現行のように構成要素別（資産・負債・資本）に区分し、次に各構成要素を事業セクションと財務セクションに区分するほうがよいと考える。
	企業全体としての資産・負債・純資産の規模感を理解しやすくするため、現行のように、まず構成要素別に区分し、事業セクションと財務セクションに区分する方法がよい。
68) 多様な事業形態	様々なビジネス形態が存在するため、無理にセクション等の区分を行えば、財務諸表利用者をミスリードさせる懸念がある。
69) 賛否明記	純額表示の方が包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書との一体性は保たれる一方、財政状態計算書（財務諸表の注記）で資産合

論点の項目	コメントの概要
せず（賛否両論併記）	計及び負債合計の開示も行われることにより、構成要素別区分も開示されることから、各セクションで資産及び負債を純額表示することは問題ないという考え方がある。しかし、財政状態計算書は、構成要素別の区分の方が財政状態の理解にはより効果的であり、期末日現在での財政状況を一覧できることという考え方もある。
【論点 E】事業セクション及び営業カテゴリーと投資カテゴリーの定義	
質問）事業セクション及び事業セクション内の営業カテゴリーと投資カテゴリーは適切に定義されていますか。	
70) 適切である	概ね適切に定義されている。ただし、最も重要な営業カテゴリーに明確な分類ができない項目を含めない「その他セクション」を設けるべきである。また、一定の比較可能性を確保するため、より詳細な指針が望まれる。
	定義については、基本的に賛成する。なお、「中核になる（コア）」と「中核でない」活動の定義は明確でなく、具体的な適用においてどのように判断すべきかが明らかでないことから、実務上の混乱が生じる懸念がある。この点について、明確にすべきである。
71) 適切ではない	経営者が中核となる活動と判断したものを営業カテゴリー、中核でないと判断したものを投資カテゴリーとする分類は、十分な定義とはいえない。投資カテゴリーに分類される資産・負債等のガイダンスを提示し、それ以外のものを営業カテゴリーとすることも考えられる。生保会社等の単一事業を行う会社では、単一区分表示も容認されるべきと考える。
	経営者の目からみたコア事業をベースに評価するというのも一つの考え方であり、特に反対するものではないが、ASBJの指摘のように、不採算事業や低収益事業が投資カテゴリーに区分される可能性が高くなるのではないかとと思われる。
	営業及び投資の定義が曖昧であり、コア及びノンコアの区分に有用性があるとは考えられないため、全般的なセクションやカテゴリーの区分は不要と考えるが、区分する場合でも、マネジメント・アプローチの恣意性が排除されるよう、定義を注記等で明確にすべきと考える。
	DPの第2.64項のように投資資産・負債をノンコア活動として定義した場合、ノンコア活動についてさらに詳細に定義する必要性が生じるため、第2.33項の事業における中心的目的には関係のない事業資産及び負債とするほうが、営業カテゴリー以外の項目として整理できることから、実務上の利点があると考えられる。

審議事項（２）

論点の項目	コメントの概要
	事業セクションは適切に定義されているが、事業セクションをさらに営業カテゴリーと投資カテゴリーに区分すべきではないと考えられる。投資カテゴリーについては、DP2.33 項で企業の事業の中心目的に関連しないものとしているが、DP2.64 項では中核でない（non-core）活動という考え方で区分するとしており、必ずしも定義が明確とはいえない。また、経営者が投資カテゴリーに含めるものの決定が恣意的になり、営業カテゴリーの損益の操作が行なわれることも懸念される。
72) ASBJ の提案(2)に賛成	営業活動は、多岐にわたり、かつ有機的に相互関連していることが多く、営業活動自体を網羅的に定義することは困難ではないかと思われる。よって、範囲の広い営業カテゴリーより先に投資カテゴリーを定めている ASBJ の（２）案を評価する。
73) 多様な事業形態	様々なビジネス形態が存在するため、無理にセクション等の区分を行えば、財務諸表利用者をミスリードさせる懸念がある。DP で示されている区分が明確でないことに加え、セグメント別の区分を視野に入れているのか疑問である。 投資カテゴリーに区分される資産・負債の範囲が限定的となるように定義されるべきである。なお、オフィスビル等の賃貸を本業とする不動産会社においては、オフィスビル等への投資とこの投資に対応する有利子負債等は、営業カテゴリーに入るのか投資カテゴリーに入るのか、慎重に議論する必要がある。
【論点 F】財務セクション及び財務資産カテゴリーと財務負債カテゴリーの定義	
質問）財務セクション及び当該セクション内の財務資産カテゴリーと財務負債カテゴリーは適切に定義されていますか。財務セクションに分類される資産及び負債は、金融資産及び金融負債に限定すべきですか。	
74) 適切である	概ね適切。ただし、一定の比較可能性を確保するため、より詳細な指針が望まれる。 全般的なセクションやカテゴリーの区分は不要と考えるが、区分する場合には、財務セクションを金融資産及び金融負債に限定することを前提に賛成したい。
75) 適切ではない	現金勘定は、実務上は区分が困難であり、検証可能性が担保されないことが多いことから、原則として、財務資産とすることを基準上明記すべきと考える。また、リース債務について、DPの第2.58項においてもリースファイナンスが財務活動に区分できるように配慮したと記載されている一方で、モデル財務諸表においては、リース債務を事業セクション・営業カテゴリーに分類しており、両者は整合していない。リース債務は金融負債カテゴリーに属することが基準の提案上明記される以上、モデル財務諸表の記載を修正すべきである。

審議事項（２）

論点の項目	コメントの概要
	財務セクションは、金融資産及び金融負債に限定すべきではない。経営者は、年金債務やファイナンス・リースを財務活動とみる場合もあり、経営者が財務活動の一部であると考えている金融資産及び負債を分類することなども考慮する必要があると考えられる。
76) 多様な事業形態	様々なビジネス形態が存在するため、無理にセクション等の区分を行えば、財務諸表利用者をミスリードさせる懸念がある。
【論点 G】収益及び費用項目の分解	
質問）企業の将来キャッシュ・フローの予測に係る情報の有用性が高まる場合には、機能別、性質別又は両方により、収益、費用、利得及び損失を包括利益計算書の各セクション及びカテゴリー内でさらに分解しなければならないと提案されています。こうした分解を行うことで、財務諸表利用者にとって投資意思決定に有用な情報が提供されますか。	
77) 費用の内訳開示は有用	アナリストは、費用の変動と固定区分の情報を欲しており、売上原価と販売・管理費の内訳が開示され、損益分岐点分析が可能になる点を評価している。機能別情報と性質別情報を開示することは、投資意思決定の有用性向上に大いに資するものとして歓迎する。
	売上原価や販管費等の営業費用の主要項目を機能別・性質別に開示することが望ましい。また、粗付加価値又はこれを算定するための情報のニーズがないか検討して頂きたい。
	機能・性質別の分類により、利用者にとっての有用性が向上する可能性は否定しないが、そのためのコストが過大にならないかについて慎重な検討が必要である。
	機能別及び性質別の分類により財務諸表の有用性が高まることについては同意する。ただし、詳細すぎる情報は、作成者の負担を増加させるとともに、利用者にとってもあまりに冗長で明瞭性を欠く結果となりかねないことから、慎重な検討が必要と考える。
	機能別、性質別又は両方により、収益、費用、利得及び損失を包括利益計算書の各セクション及びカテゴリー内で分解することは、有用な情報が提供され则认为。しかし、それぞれの計算書の伝える情報の内容が異なることから、一体性の目的のためだけに表示科目を詳細にする必要はないと考えられる。
78) 費用の内訳開示は有用ではない	将来キャッシュ・フロー予測に役立つ機能別・性質別分類を作成者側が判断することは難しい。異なる事業の機能別・性質別の積み上げは意味のある数値にならず、区分を実施していない場合は意味が乏しい。連結ベースの売上原価の分解は作成者側の新たな負担であり、コストに見合うベネフィットが全く得られない。性質別分解は小規模・単一ビジネスには有用であるが、大規模・多事業の場合には、セグメント別に区分が異なり、グループ全体で集約し、投資家を開示することに大きな意義を見出せない。任意開示にとどめ、強制開示すべきではない。
	カテゴリーごとの分解は企業の活動の理解を深める点で一定の効果はあるが、一方で包括利益計算書の明瞭性を損なう懸念がある。企業の将来キャッシュ・フローの予測に資するという観点からは、一般的に必要と思われる情報に限り注記で対応する方が適切であると考え

論点の項目	コメントの概要
【論点H】 キャッシュ・フロー計算書の直接法による作成	
質問）営業キャッシュ・フローの直接法による表示により、間接法よりも投資意思決定に有用な情報が提供されますか。あるいは、現行の間接法によっても十分に投資意思決定に有用な情報が提供されていますか。営業キャッシュ・フローを表示するために直接法を用いることに関連して、どれだけの費用を考慮しなければならないですか。	
79) 直接法の強制に反対	年次や四半期ベースのキャッシュ・フロー計算書を直接法で作成しても、倒産予知には役立たない。証券アナリストが行う分析では、キャッシュ・フロー計算書が持つ次のような役割がより良く理解できる間接法の方が有用である。 ➤ 営業利益と EBITDA にどのようなキャッシュの裏付けがあるのかを確認する。 ➤ 設備投資がどのようにファイナンスされたかを示す。 なお、間接法による場合の第1行は純利益ではなく営業利益とし、営業キャッシュ・フローを明確に営業外キャッシュ・フロー、投資・財務キャッシュ・フローへ続けるべきである。 欧米のアナリストの不満は、日本に比べ勘定科目数が少なく、運転資本と負債の増減が十分に確認できないことにある。例示が実際に開示されれば不満は生じない。 直接法の利点は確かにあるが、現金の受払取引をグロスで、関連する資産・負債にそれぞれ紐付け、正確に把握するシステム構築は、多大なコストを要する。 ➤ 特に、金融サービス業については、多数の顧客・従業員・取引先等と日々頻繁に多額の現金取引を行っているため、現在よりも詳細な情報の入手が求められることに加え、集計等の正確性確保といった内部統制体制整備を含めた事務対応が必要になる。また、子会社のシステム・事務対応や、連結会社間のキャッシュ・フロー相殺事務も踏まえると、新たな負担は甚大に及ぶものであり、コスト・ベネフィットの観点から間接法の使用が認められるべきであると考ええる。 直接法を強制することには同意しない。間接法の方が投資家と経営者の双方にとって有用な情報を提供している。直接法を求めることは、IT システムの抜本的な改修のための初期コストにとどまらず、正確性を保持するための内部統制・監査コスト等、毎年の運営コスト負担は甚大である。情報の必要性からみてコストがベネフィットを大きく上回ると考える。 作成者に過大なコスト負担と多大な労力を強いると共に、その作成には時間を要するものと想定され、開示の適時性が損なわれる可能性も指摘されており、実務上の観点から間接法を廃止し、直接法の強制適用には強く反対である。 収益費用との関連が分かりやすいという利点はあるが、包括利益計算書の情報で足りる。資金の収支状況を開示する観点からは間接法で十分であり、業務系システムを含めたERP全体のデザインの再構築を連結子会社も含めて行う膨大なコスト負担と作業負荷より、直接法の適用は実務的に極めて困難となることが懸念されることから、間接法の選択適用を認めるべきと考える。 直接法では、連結会社各社において膨大な個別取引データを記録・集計する必要が生じ、新たなシステム開発費用の負担につながる。一方で、利用者にとって直接法が必ずしも有用でない業種や営業特性の企業も存在し、一律に強制することは必ずしも企業活動の実態を適

論点の項目	コメントの概要
	切に表すとは限らず適切ではない。間接法・直接法の選択適用を支持する。 ➤ 銀行のように常にキャッシュを介在して取引を行うような業種では、各項目の金額が膨らみ、財務情報の理解を阻害する懸念がある。 間接法によってもキャッシュ・フローの動きを把握することは十分に可能であり、直接法に限定することが、飛躍的に有用な情報提供に繋がるとは考えにくい。また、直接法は現実的には人員・時間の制約があり不可能であるという声も多く、可能だとしてもコストは多大にかかることが予想されるので、費用対効果の観点から賛成できない。実現可能性やコストの問題等海外の事例等を研究しながら綿密な検証を行う必要がある。 ASBJ のコメントに賛成する。
80) 間接法的直接法を認める	直接法に賛成するが、作成者におけるコストの増加をもたらすため、直接法のみを強制せず現状の会計システムの中で把握している数字をもとに簡便的な方法（「間接法的直接法による作成」等）を認める必要があると考える。また、コストについてもフィールドテスト等を踏まえ検討することが必要と考える。 直接法は、現金の受領と支払についての情報を間接法よりも明瞭に表示することとなり、営業活動による現金の流れを理解しやすくなるため、利用者の意思決定には有用と考える。ただし、システム構築等の多大なコストが想定され、実務上は、簡便的な直接法により作成せざるを得ない状況も十分ありうると考える。 ➤ 簡便的な直接法の設例についても、最終基準に含めるべきと考える。 ➤ 一時的なコストとして、システム開発費、運用のための教育費とマニュアル等の作成費用、継続的なコストとして、システム運用維持費、会計入力時の追加作業、正確性の検証作業費用を検討すべきであり、フィールドテストにより検証すべきと考える。 直接法は、事業活動からいくらキャッシュを回収したのかを理解するために有用と考えられる。しかし、DP の開示例の作成については追加的な負担が増加することが考えられ、今後、簡便的な直接法について検討する余地があるのではないかと考えられる。
81) 直接法を廃止し間接法に一元化	間接法により、財政状態や経営成績との関連性の把握が可能となるため、直接法よりもむしろ有用な情報を提供する。直接法を廃止し、間接法に一元化すべきである。なお、営業利益から開始した方がより望ましいと考えられる。
【論点 I】キャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書との調整表	
質問）キャッシュ・フローを包括利益に調整し、包括利益を 4 つの構成要素に分解する調整表を財務諸表の注記で表示しなければならないと提案されています。この調整表によって、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性について財務諸表利用者の理解が深まりますか。調整表を提供することのコストとベネフィットを比較して、ベネフィットがコストを上回ると考えられますか。	
82) 調整表は	調整表は、従来、間接法により表示されていた情報を提供するものとして有用であると考えられる。しかし、付録の調整表の情報が詳細

論点の項目	コメントの概要
有用	すぎること、また作成には追加のコストがかかる可能性もあることから、簡便的な直接法なども考慮した開示項目に限定するなど簡略化も検討すべきであると考えられる。
83) 調整表は不要	間接法による場合には、調整表は不要。 間接法の容認を求めている。間接法の情報は、項目数こそ少ないものの、提案されている調整表で提供される情報と十分に代替可能であると考ええる。調整表の構成要素のデータを作成するためにシステムでの詳細情報の入手や事務対応が必要となる。この増加コストは、利用者が受ける利点を上回るのではないかと考えられるため、調整表の導入は慎重に検討すべきである。 キャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書の開示で十分であり、整合性を見るだけの調整表では、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性について利用者の理解が深まるとは思えない。有用性が低いわりに作成する時間と労力が必要な調整表は反対である。 間接法的直接法による場合は、包括利益に調整を加えてキャッシュ・フロー計算書を作成するための調整内容を要約して開示するになるが、あまり詳細な開示は、コスト・ベネフィットの観点から適当ではなく有用性と実務への影響を十分な検討を行うべきである。 意義を否定しないが、コストとベネフィットを比較することが現時点ではきわめて困難である。導入に当たっては綿密な検証と明確な理由付けが必要である。なお、間接法を採用した場合は、「調整表」の機能のうち、かなりの部分が不要になると考える。 ASBJ のコメントに賛成する（同旨含む）。
84) 統合計算書とする	直接法を採用し調整表を開示する場合、類似する情報が重複開示されることから、注記事項ではなく「包括利益及びキャッシュ・フローに係る統合計算書」とすべき。
質問以外の項目	
85) 所有者持分(DP 質問 3)	DP に同意する。財政状態計算書において利益剰余金やOC I は、外部からの資金調達と区別されるべきであり、所有者持分は財務セクションから区分表示すべきと考える。

審議事項（２）

論点の項目	コメントの概要
86) セグメント開示 (DP 質問 8)	セグメント情報の開示規定の改訂には同意するが、過度に詳細な開示を追加要求することには同意しない。 ➤ 財務諸表との関連性は密接になるため、IFRS第8号「事業セグメント」におけるセグメント開示規定を整合的に改訂する必要性については、同意する。 ➤ しかし、(IFRS第8号第23項の) セグメント情報は、主たる意思決定者がレビューしている情報に基づいて開示されとする規定については保持するべきと考える。セクション又はセクションのカテゴリーに関する資産の開示について、主たる意思決定者がレビューするか否かに係らずセグメント毎の開示を要求するような提案が行われるのであれば、それはマネジメント・アプローチとは整合せず、かつ詳細すぎる情報の開示要求となることから、反対する。
87) 為替差損益の分解表示 (DP 質問 18)	為替差損益を関連する資産・負債に紐付けて同一カテゴリーに表示することは、有用な情報と思われるが、金融サービス業においては、外貨建取引が日々頻繁に多額に行われることから多大なコストを費やすことが懸念されるため、当該損益を生じさせた資産・負債と同じセクションおよびカテゴリーへの表示には反対である。当該損益を生じさせた資産又は負債のセクションを明確に識別できないものとして、営業活動に表示すべきであると考ええる。
88) 長短・流動固定分類	財政状態計算書を各セクション/カテゴリーに分類した上で、さらに長短分類または流動固定分類を行うことは、表示が複雑になりすぎるため、多くの場合は有用性を低減させると考える。
89) バスケット取引 (DP 質問 21)	DP の Par. 3. 94 に示されている選択肢 A（営業カテゴリーに表示する）といった簡便法が設けられるべきと考える。
90) 短期契約資産・負債の満期の注記 (DP 質問 22)	生保会社においては、短期・長期の資産および負債の満期日情報が財務諸表の利用者にとって有用でないと思われる。このため財務諸表の注記で短期契約資産及び負債の満期日に関する情報を開示する必要はないものと考ええる。また、IFRS 第 7 号の第 39 項(a)は金融負債の満期日のディスクローズを定めているが、保険契約については、IFRS 第 4 号の第 39 項(d) (i)により免除されており、この取扱いを継続すべきと考える。
91) 公正価値変動の分解 (DP 質問 24)	公正価値の変動理由は様々であり、その分解をどのようにするかを検討するためには、多大な資源の投入が必要であると思われる。一方、この分解の有用性については、コスト・ベネフィットの観点から大きくないと思われる。また、公正価値の変動及びその開示に関する取扱いは、本プロジェクトの検討範囲外であり、個々のプロジェクトに任せるべきであると考ええる。
92) 代替的な調整表様式 (DP 質問 25)	検討すべきと考える。実務への影響を把握するためのフィールドテストを十分に実施する必要があると考える。
93) 非経常的又は低頻度の事象 (DP)	(a) 意思決定に有用とは考えられない。 異常又は頻度の少ない事象又は取引の定義が必ずしも明確ではない。必要であれば、MD&Aにおける説明など、財務諸表外で記載すべきと考える。

審議事項（２）

論点の項目	コメントの概要
質問 26)	(b) オプションを与える必要はない。 もともと定義が必ずしも明確ではないので、財務諸表に係る記載としては、オプションを与える必要はない。
94) 財務諸表の分析モデル	財務諸表における開示情報はその利用方法に基づいて決定されるべきであり、国際的な会計基準を設定する際には財務報告の具体的な利用方法(分析モデル)に係る想定が必要である。分析モデルは利用者や学術研究者によって提示されるべきだが、参照できる適切なモデルが存在しないのであれば会計基準設定主体が作成すべきである。